

27

此日午時加山山邊に落着きし組合長杉本等
 不場支部の能く手取致さぬ一葉を于て所
 集得し維持するに於て不場主三要求し
 直ぐに回響業の執行に専ら月給
 三五リに高給若し給う給うて来たか項
 進十に不場主の移業の要求一部は三密に不
 進二七日土日両日西村村長等も立席の上で

國より此項一如平解雇年若多以平解雇之に
 不場主之に上云の回響業の所取致さぬ一葉
 不場主一に不場主の移業の要求一部は三密に不
 進二七日土日両日西村村長等も立席の上で

一、不場主の移業の要求一部は三密に不
 進二七日土日両日西村村長等も立席の上で

参考資料の事、此七七連の移業の要求一部は三密に不
 進二七日土日両日西村村長等も立席の上で